

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成 26 年度第 1 回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成 26 年 6 月 30 日 (月) 午後 2 時 00 分～ 4 時 40 分
開催場所	西脇市役所 2 階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 寺北 建樹 生田 忠之 村井 公平 齋藤 太紀雄 石田 史郎 高瀬 洋 村上 和幸 岡崎 義樹 竹内 泰彦 林 晴信 内橋 昌子
欠席委員の氏名又は人数	無
出席職員の職・氏名又は人数	(幹事) 技監 鶴崎 尚夫 建設経済部長 飛田 和平 (事務局) 都市住宅課長 嶋本 隆男 都市住宅課課長補佐 西村 幸浩 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 上下水道部長 井上 悦雄 工務課長 田中 浩敬 工務課主査 伊藤 和英
公開・非公開の別	非公開
非公開の理由	西脇市都市計画審議会傍聴要綱を本審議会において決定するため。公開決定がなされた場合には、次回以降公開。
傍聴人の数	—
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について 5 会長選出

	<p>6 会長職務代理の指名</p> <p>7 協議事項</p> <p>(1) 西脇市都市計画審議会傍聴要綱の制定について</p> <p>8 審議（事前審議）事項</p> <p>(1) 平野東工場公園地区地区計画（素案）について</p> <p>9 報告事項</p> <p>(1) 西脇市公共下水道排水区域（雨水）の拡大について</p> <p>(2) 都市計画区域の区域区分見直し（第7回）について</p> <p>(3) 都市計画道路網の見直しについて</p> <p>(4) 都市計画公園・緑地の見直しについて</p> <p>(5) 特別指定区域指定に係る取組について</p>
会議の記録（概要）	
発言者	内容
1 開会	
2 市長あいさつ	
	○市長に代わり、吉田副市長によるあいさつ
3 委員紹介	
	○事務局より委員の紹介 ○事務局より幹事、事務局職員、関係課職員の紹介
4 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について	
事務局	資料-1に基づき、西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について説明
委員	第7条第2項に議事の保存があるが、現在はどのように行っているのか。
事務局	現在は、ICレコーダー及び録音テープで行っている。
委員	ICレコーダーは、磁気ディスクでも磁気テープでもないがどのように考えているか。現行に合わせるべきではないか。永年保存しているのであれば、CDやDVDに焼いているのではないか。
事務局	最終的にはCDに焼くと理解いただきたい。

委員	CD は磁気ではないため、規則改正をするのであれば、現行に合わせ、正しく記載すべきではないか。テープやフロッピーディスクといった初期のものが残ってしまっているのではないか。
事務局	○現行に合わせた表記に修正する。 ○第7条第2項について、現行に合わせた表記に修正し、今後は、改正された「西脇市都市計画審議会議事運営規則」に基づき、議事運営していく。
5 会長選出	
委員	齋藤委員にお願いしてはどうか。
委員全員	異議なし。 ○委員全員の賛同により西脇商工会議所会頭齋藤太紀雄氏が指名推薦により会長に就任
6 会長職務代理の指名	
齋藤会長	会長職務代理に竹内委員を指名
竹内委員	了承 ○会長職務代理に竹内委員が就任
齋藤会長	議事録の署名人に生田委員と高瀬委員を指名
生田委員	了承
高瀬委員	了承 ○今回の議事録署名人は、生田委員、高瀬委員に決定
7 協議事項	
(1) 西脇市都市計画審議会傍聴要綱の制定について	
議長	傍聴要綱の制定について、事務局より説明をお願いする。
事務局	資料-2に基づき、西脇市都市計画審議会傍聴要綱の制定について説明

委員	<p>2項の傍聴人の定員はなぜ5人か。</p> <p>5項(6)に録音機、写真機、映写機を携帯している者は傍聴席に入れないとあるが、携帯電話についてはどう取り扱うのか。</p>
事務局	<p>定員については、西脇市審議会等の会議の公開及び会議の記録の公表に関する指針に案として5人とされているため、準用している。会場によっては定員数の変更が可能としている。</p> <p>携帯電話については、類として含んでいる。</p>
委員	<p>2項で定員を5人と規定しているが、もし変更が生じれば都市計画審議会の場で変更しなければならないのではないかと。事前に決められるのか。</p>
事務局	<p>会議ごとに、事前に会長と相談して決め、当日に諮ることになると思う。</p>
委員	<p>当日諮るということは、事前に公開する内容とずれが生じるのではないかと。どういうことか。事前に都市計画審議会の案内をするときには言うておく必要があるのではないかと。</p>
事務局	<p>事前に会長と相談する中で決める。</p> <p>HPでも公開しているので、そのときに決める。</p>
議長	<p>都市計画審議会はこの場所が多いが、固定という考え方でいいのか。</p>
事務局	<p>原則、この場所で行う。</p>
議長	<p>ここだと5人くらいしか入れないという考えか。</p>
委員	<p>この場所であれば、5人以上入ることは可能ではないかと。なぜ、5人かというのと、指針の案が5人だから。指針がなぜ5人かというのと、5人しか入れないから。特別に利害関係に関わる時等に増えることが予想される。ぎりぎりまで増やしておいた方がいいのではないかと。</p>

事務局	<p>か。</p> <p>先ほどの説明では、携帯電話を持った人は会場に入っ てはいけないということか。</p> <p>携帯電話については、電源を切るという対応でお願い したい。</p>
委員	<p>そのようには書いていない。入れないと書いてある。 何でも準用するから、実情に合っていないことになる。 変えていかなければならないと思う。</p>
事務局	<p>定員は「原則 10 人」と修正したいと思う。</p> <p>携帯電話については、6 項(1)オに、電源を切ると表記 しているので、傍聴人の守るべき事項と理解してほしい。</p>
委員	<p>携帯電話はどうかの質問の意味としては、携帯電話の 機能として、録音や写真がある。それは、携帯電話な のか。それとも持ち込んではいけないものの対象にな るのか。現代では、スマートフォン等、色々ある。</p>
事務局	<p>携帯電話等の電源を切ることで、入ってもらえる。</p>
委員	<p>録音機と写真機等も電源を切ったら入れるのか。その 違いは何か。整合性があるものを作らなければならない い。</p>
委員	<p>5 項(6)は、いかにも何十年か前の内容になっている。 例えば多機能携帯電話、スマートフォンという名称を入 れるかどうか。</p> <p>5 項(6)と 6 項(1)オを両方見ると、スマートフォンを含む 携帯電話は持ち込み可能で、ただし電源は切らなけれ ばならないと読める。</p> <p>5 項(6)に、携帯電話等どれだけ並べるか。今現在では このくらいが限度ではないかと思う。したがって、固 有の機能を持っているマイクや録音機等は持ち込み不 可能とし、携帯電話の用途が主である携帯電話等は持 ち込み可能、ただし電源を切りなさいでいいのでは。</p>

委員	<p>2項の定員について、“ただし、会長は、会議の会場の都合により定員を変更することができる”とある。つまり、会場の広さによって（定員を）変更できることであるが、議題によっても（定員を）変更できた方がいいと思うので、「会議の会場等」としたらいいのではないか。</p> <p>5項では“傍聴することができない者”と、人間で規定している。これを、“携帯してはいけない物”とモノ規定すると、預かる等の対応ができるのではないか。預かる場合には、私物を責任を持って管理しなければならないが、者を物に変えた方がいいのではないか。</p>
議長	<p>定員については、審議会で決めないといけないこと。会議によっては非公開の場合もあるでしょう。定員について、10人との意見が出ているがどうか。</p>
委員	<p>議員が傍聴に来ると、5人の定員がすぐに埋まってしまう、一般の方が入れないという問題が起こってはいけないと思うので、できれば広げてほしい。</p>
委員	<p>他の審議会等では、部屋の外で聞いてもらうということもある。この会場であれば、10人でいいのでは。携帯している物を取り締まることはできないし、要綱に全部を記載することは不可能である。基本的には、預かるという形をとってはどうか。</p>
委員	<p>公開すると言っているのだから、色々禁止や制限を定めすぎではないか。そんなにたくさんの方が傍聴に来られるのか。</p>
議長	<p>利害関係に係るような内容のときは、関心のある方が来られるかもしれない。</p>
委員	<p>今、議会としては、様々な審議会を傍聴して勉強しようとしている。議員ばかりが集まるとすぐに定員に達してしまう。定員が多いと、議員も傍聴に来やすいの</p>

議長	<p>で助かる。</p> <p>定員は 10 人、携帯電話等は預かるという方向になっているが、この書き直し等はどのようにするのか。</p>
委員	<p>預かる場合、会として責任が生じる。そこまではという感じがする。もし預かるのであれば、事務局の親切の範囲としてほしい。傍聴や公開はいいことであるが、傍聴のために開いているわけではない。あくまで審議のためである。傍聴人の私物にまで、我々が口出しできないのではないか。あと、物で規定する方が自然と思う。</p>
事務局	<p>傍聴人の数を原則 5 人としているのは、会場の大きさと、スタッフの人数を勘案した結果であるが、10 人は可能と思う。</p> <p>5 項については、会議の妨害を防ぐために決めている。これまで、西脇市では特にはないが、他市町で妨害行為が行われたことがあった。妨害を防ぐ手立てを記載したいと御理解いただければと思う。</p>
事務局	<p>一度議長預かりとしていただき、次回の最初に修正案を諮っていただきたいと思うがどうか。</p>
議長	<p>次回も傍聴できないということか。</p>
事務局	<p>2 項、5 項及び 6 項の細かい内容については議長預かりとし、再検討を行い、傍聴人については原則 10 人とする方向で、次回から傍聴可能としたい。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>

8 審議（事前審議）事項	
(1) 平野東工場公園地区地区計画（素案）について	
事務局	資料-3に基づき、平野東工場公園地区地区計画（素案）について説明
委員	9.6haとあったが、西側の駐車場は含まれないのか。
事務局	現在の計画では含めていない。駐車場敷地が、タワージャズジャパンと地権者の間で借地契約されており、現在、今後の対応について協議中である。将来的に地区計画区域に含めることは可能である。
委員	更地にして、農家に返すこともあるのか。
事務局	借地契約で、元に戻すとなっているようである。
委員	地元の調整に、タワージャズジャパンは関係あるのか。
事務局	現在、タワージャズジャパンと地権者の間で話をしている。地元の土地もあるため、地元が中心となり、対応されている。
委員	具体的に、タワージャズジャパンがいつで契約解除となるのか。 地元が、現状のまま返却してほしいということは、今後、工場用地として活用したいという同意の元となる。そうなれば、地区計画の区域に含める等の話になるということと思うが、タワージャズジャパンがまだ主導権を持つのか。
事務局	契約の細かい内容についてはわからない。 そうなる。
委員	建築物の敷地面積の最低限度が10,000㎡となっているが、その意味を教えてください。
事務局	意味としては、1ha以下に区切って使えないというこ

	とである。
議長	10,000 m ² 以上としなくていいのか。
事務局	最低なので不要。
委員	つまり、最大6企業が入れるということか。
事務局	内容的にはそうなる。これは、市街化区域内に1ha以上のまとまった土地が確保できないので、市街化調整区域に場所を求めているということから規定されている。つまり、1ha以下であれば、市街化区域内で建築できる。
委員	建築できない建築物に自動車修理工場と産業廃棄物があるが、自動車修理工場を除く理由は何か。
事務局	自動車修理工場は、市街化調整区域に立地可能であり、あえて工場公園内に誘致する必要がないと考えている。
議長	現状のままでは、半導体工場以外を誘致できないため、どのような企業がきても対応できるよう、早急に計画を作成する必要がある。
委員	上比延工場公園は5.3haあり、この度1社を誘致できた。残り、面積半分弱の誘致がこれからである。兵庫県の中山間地では耕作放棄地や遊休農地の増加が問題となっており、早急に解決しなければならない問題である。より一層、精力的に動いてほしい。
議長	その他、特になければ、この素案どおりに勧めてもらいたい、どうか。
委員全員	異議なし。

9 報告事項	
(1) 西脇市公共下水道排水区域（雨水）の拡大について	
事務局	資料-4に基づき、西脇市公共下水道排水区域（雨水）の拡大について説明
議長	日野地区、板波町、和布町の周辺などで排水区域を広げるとの理解でいいのか。
委員	板波町は具体的にどうなるか。
事務局	<p>そういう理解でよい。</p> <p>事業計画はこれからである。</p> <p>板波町は流域に山地、市営住宅地、JR線路を抱えている。現在の排水先は主に加古川であるが、北部は野間川へ放流することも検討していきたい。また、JR線路横断付近の浸水が問題となっているので断面拡幅もあるかもしれない。いち早く河川へ、高い場所で放流ということになれば、岩井橋や板波橋付近での放流、既設管路を利用した放流等も考えられる。総合治水の観点から、町の協力が得られれば、田に水を貯めることも考えていく。</p>
委員	拡大するという言葉が何度も出てきたが、過去の水害の経験等によって水路幅の拡幅、深く、傾斜、迂回路等、想定されると思うが、個々の場所に、この手法を用いるといったことはどう判断していくのか。
事務局	<p>今回はまず、区域の設定である。区域を設定することは、ある程度の想定があるということであるが、この次の事業計画の中で、実施計画を検討していく。日野地区であれば、管路が南下していることから、郷瀬町に入ってきているのが事実であり、このようなところを途中でカットしてあげるのが一番いい方法と考える。現段階では、明確な位置はいえないが、ショートカットする予定である。</p> <p>また、総合治水の観点からは、できるだけ上流で貯めるということが考え方の基礎となる。</p>

議長	このような、区域の拡大に反対する人はあまりいないと思う。 国の補助はどの程度あるのか。
事務局	現在の交付金制度では、補助対象分について、国：市＝50：50となっている。
委員	日野地区について、郷瀬町の北部で工事されていたが、Aコープの裏付近で水面と道路が同じ高さとなり、いつも道路との境がわかりにくい。今回の工事でこれは解消されたのか。
事務局	写真で示した区域の更に上流のお話しだと思うが、多少の効果はあると思う。ただし、今回の改修により、上流への大きな効果は期待できない。今回の改修については、改修箇所の局部的浸水解消が目的である。Aコープ周辺であれば、さらに上流の改修が必要となる。
委員	同じく日野地区の萩原鉄工所のあたりはどうか。
事務局	こちらについては、河川の逆流及び地域の水管理による影響が大きく、窪地であることから近いうちに改修を考えている。
委員	最終、順調にいくといつごろ終わる予定か。
事務局	まず、都市計画決定をしなければならない。その後、7年程度で行うところについて事業認可を取る。事業認可が得られれば、その後10年程度で、ある程度の効果を見せたいと思う。
委員	萩原鉄工所の調査については、前坂、福地と合わせて調査に入っているが、そこの関係はどうか。
事務局	萩原鉄工所は西田町にあり、日野染工の跡地南付近である。今回、区域に入れる計画である。区域に入れることによって、下水道事業で行っていかうということ

議長	であるが、どのような工法となるかはまだわからない。
議長	今回の報告は区域の拡大であるため、個別案件は待つてほしい。
委員	芳田地区は黒い線が少し入っているが、排水の問題はないのか。
事務局	芳田地区は八坂町までが区域である。八坂町においては、今のところ宅地での被害発生はない。野間川の改修の効果も大きいと考えている。
議長	報告事項なので、これでよろしいかと思う。
(2) 都市計画区域の区域区分見直し（第7回）について	
事務局	資料-5に基づき、都市計画区域の区域区分見直し（第7回）について説明
委員	野村北地区の変更切図では、市街化調整区域から市街化区域になっているが、その面積はどのくらいか。
事務局	0.47ha である。
委員	利用できないなら、市街化調整区域として置いておいた方がいいと思ったが、そうではなく、河川ということで間違いないか。
事務局	今回は、改修の終わった河川に沿っての調整である。
委員	今回は、境界見直しによる逆線と編入であって、市街化が見込めない区域の措置という場所はないという理解でいいか。
事務局	よい。今回は、境界調整のみである。
委員	その結果、面積はどうなったか。

事務局	市街化区域への編入が約 0.6ha、市街化調整区域への逆線が約 1.4ha、合計では約 0.7ha 程度が市街化調整区域となるが、全て現河川の範囲である。
委員	地図を見ていると違って見えるが、実際には、現在河川となっており、道や土手で、人が住む土地ではないという理解でいいか。
事務局	よい。全ての地区が河川との境界である。今回、激甚災害対策特別緊急事業の終了に伴い、境界調整することとなった。事務上の整理である。
議長	この素案で進めてもらっていいと思う。

(3) 都市計画道路網の見直しについて

事務局	資料-6 に基づき、都市計画道路網の見直しについて説明
議長	廃止はなく、全て存続という結果であり、この場で何か決めるということではないということか。
事務局	今回は第 2 期見直しの検証結果報告であるが、今後、見直しを含め検討していくということである。
委員	野村西高線や西脇滝野線は、整備の可能性はないのではないか。
事務局	野村西高線や西脇滝野線、高田井鹿野は、技術的にも難しい。交通量も減っている。廃止の検討も必要である。
委員	廃止は県が決めるのか。
事務局	最終的には市で決める。今回、県が全県的に指導を行った。西脇市は廃止なしという結論を出したが、市として、議論が必要と考えている。
委員	県の廃止検討の指導に対し、市は廃止なしという結論

	<p>を出しているが、今後、都市計画審議会で議論を行っていけばいいのか。</p>
事務局	<p>本来は、見直しの段階で都市計画審議会に諮るべきだったと反省している。今後継続的に議論をしていただけたらと思う。</p> <p>廃止だけでなく、優先整備路線についても今後作成する市案について議論していただきたい。</p>
委員	<p>今後、また5年後に見直しがあるわけではなく、日常的に議論したらいいのか。</p>
事務局	<p>そうなる。定期的な見直しは、一応今回で終わっている。</p>
議長	<p>市で優先順位を決めても、県道等であれば、整備が困難ではないか。</p>
事務局	<p>当然、調整は必要である。しかし、市の姿勢を見せなければならぬ。とりあえず、東西線に着手できた。今後も整備を進めるには、市の意志をはっきりさせることが重要と考えている。</p>
委員	<p>東西線はいつから着手か。</p>
委員	<p>もうかかっている。</p>
議長	<p>今後、検討を進めてもらいたい。</p>
<p>(4) 都市計画公園・緑地の見直しについて</p>	
事務局	<p>資料-7に基づき、都市計画公園・緑地の見直しについて説明</p>
議長	<p>未供用部分を今後どうするかという議論になると思う。今後議論していければと思う。</p>

(5) 特別指定区域指定に係る取組について	
事務局	資料-8に基づき、特別指定区域指定に係る取組について説明
議長	特別指定区域指定に係る取組は、町単位で行っているのか。
事務局	平成20年には市で行い、その変更や追加は町単位で行っている。タワージャズジャパンの工場閉鎖の問題や区域指定から5年経過していることもあり、今年度の見直しに係る取組等について、次回に具体的な報告をさせてもらう予定としている。
議長	より柔軟に進めてもらいたい。